

(案)

西川緑道公園イルミネーション運営業務委託 仕様書

1. 委託業務名 西川緑道公園イルミネーション運営業務委託

2. 目的 今年、西川緑道公園（中流域）の完成から50年が経過することを契機として、夏季と冬季に西川緑道公園等を効果的にイルミネーション装飾することで、都市の緑や憩いの空間の重要性を再認識できる機会とするとともに、西川緑道公園界隈に興味関心を持つ人を増やす機会とする。また、周辺のライトアップイベント等と連携することで、まちなかの回遊性向上及び宿泊等のナイトタイムエコノミー推進を図る。

3. 事業概要

以下の西川夏あかり2026及び西川イルミ2026を実施すること。

(1) 西川夏あかり2026

【事業名称】 西川夏あかり2026

【設置区間】 西川緑道公園（桃太郎大通り～あくら通りまでの約550m区間）
ハレまち通り（市役所筋～柳川筋までの約600m区間）

【点灯期間】 令和8年7月24日（金）～令和8年8月31日（月）

【点灯時間】 18時30分から22時まで

※点灯期間及び点灯時間は、今後の協議の中で変更の可能性あり。

(2) 西川イルミ2026

【事業名称】 西川イルミ2026

【設置区間】 西川緑道公園（桃太郎大通り～県道21号線までの約980m区間）

【点灯期間】 令和8年11月6日（金）～令和9年1月3日（日）

【点灯時間】 17時から22時まで

※点灯期間及び点灯時間は、今後の協議の中で変更の可能性あり。

※桃太郎大通り～あくら通りまでの区間は必ず設置すること。あくら通り～県道21号線までの区間については、西川緑道公園開設50年を記念して実施するものであり、仮設電源等の設置可能性を踏まえて、提案により実施するものとする。

4. 業務内容

(1) 西川夏あかり2026に関すること

1) テーマの策定

西川緑道公園及びハレまち通りを訪れる主に若者をターゲットとして、「浴衣でのまちあ
るき」と「和」をコンセプトにテーマを策定すること。

(案)

2) 西川緑道公園におけるイルミネーション

- ①既存の公園園路照明を考慮し、歩行空間と水辺の双方を効果的に演出するようイルミネーション装飾等を配置すること。
- ②使用する照明器具は、LED照明とすること。
- ③西川緑道公園開設50年を記念した特別感のある演出を取り入れること。
- ④会場内にSNS等での拡散につながるような演出を取り入れること。
- ⑤一度だけではなく、何度も見に行きたくなるような演出とすること。
- ⑥野殿橋付近のウッドデッキでは、期間中のイベント使用を想定し、ステージ機能を損なうような装飾を行わないこと。
- ⑦スポット照明を行う場合は、歩行空間及び水辺等への間接照明として使用すること。
- ⑧西川緑道公園と交差する東西の通りからの集客も意識したデザインとすること。特に、桃太郎大通り及びハレまち通りからの集客を図ること。
- ⑨桃太郎大通り沿いの旧西川橋交番の建物及び建物周辺を活用したイルミネーション装飾については、当該建物を管理運営する団体がある場合、この団体と十分調整した上で実施すること。
- ⑩横断する市道及び橋へのイルミネーションの装飾は不可とする。
- ⑪西川用水上へのイルミネーションの設置を行う場合は、台風や大雨等による用水の増水も考慮し、水路の通水に支障のないものとする。
- ⑫公園内樹木へのイルミネーション装飾等の付設は、樹木保護の観点から添え木などを利用し、樹木に十分な養生を施すこと。
- ⑬イルミネーション装飾等の位置・高さ・色彩や演出内容は、隣接する市道の車両や歩行者の通行の支障にならないようにすること。また、日中や夜間の景観にも配慮すること。
- ⑭期間中に西川緑道公園周辺で開催しているイルミネーション企画等と連携し、回遊性の向上を図ること。

3) ハレまち通りにおけるイルミネーション

- ①ハレまち通り沿道の外灯支柱（電源設備が付帯した外灯支柱に限る。）にGOBOプロジェクターを設置し、歩道部分へ絵柄を投影すること。
- ②GOBOプロジェクターで投影する絵柄は、西川緑道公園のイルミネーションと連動させた統一感あるデザインにするとともに、ハレまち通りを通行する歩行者の目に留まるよう効果的な演出とすること。
- ③使用する照明器具は、LED照明とすること。
- ④GOBOプロジェクターは、少なくとも8箇所以上に設置すること。
- ⑤GOBOプロジェクターの投影方向は、全て東向き（通行車両の進行方向と同じ。）とし、また絵柄の投影位置を出来るだけ車道側に寄せることで、歩行者の通行上の支障にならないようにすること。
- ⑥GOBOプロジェクターの設置位置及び高さは、通行車両や歩行者の支障にならないように

(案)

すること。

- ⑦GOB0プロジェクター以外のイルミネーション装飾等を設置する場合は、通行車両や歩行者の支障にならないものとし、市と協議のうえ決定すること。

4) イルミネーション製作等のワークショップの実施

- ①西川緑道公園内に設置するイルミネーション装飾を製作する等のワークショップを企画し、実施すること。ワークショップの企画・実施にあたっては、出来るだけ、地域の住民、事業者、学生、まちづくり団体等と連携して行い、ワークショップの参加者が西川緑道公園界隈に興味関心を持つきっかけとなるように工夫すること。
- ②ワークショップの開催日程、開催時間、参加者数等は、提案によるものとする。
- ③ワークショップで製作したものがあある場合は、西川緑道公園に設置する他のイルミネーション装飾とともに、一定期間設置することが望ましい。
- ④事故等への緊急対応や交通誘導等の安全対策などが適切に行えるよう必要な人員を配置すること。

(2) 西川イルミ2026に関すること

1) テーマの策定

西川緑道公園を訪れる主に若者をターゲットとして、水辺や緑道というロケーションを生かした冬季に相応しいテーマを策定すること。

2) イルミネーションのデザイン

- ①既存の公園園路照明を考慮し、歩行空間と水辺の双方を効果的に演出するようイルミネーション装飾等を配置すること。
- ②使用する照明器具は、LED照明とすること。
- ③15万球以上の照明を設置すること。
- ④西川緑道公園開設50年を記念した特別感のある演出を取り入れること。
- ⑤会場内にSNS等での拡散につながるような演出を取り入れること。
- ⑥一度だけではなく、何度も見に行きたくなるような演出とすること。
- ⑦野殿橋付近のウッドデッキに、クリスマスツリー等のシンボリックなオブジェを設置すること。ただし、設置面積はウッドデッキの半分程度までとし、ステージ機能を損なわないようにすること。
- ⑧スポット照明を行う場合は、歩行空間及び水辺への間接照明として使用すること。
- ⑨西川緑道公園と交差する東西の通りからの集客も意識したデザインとすること。特に、桃太郎大通り及びハレまち通りからの集客を図ること。
- ⑩桃太郎大通り沿いの旧西川橋交番の建物及び建物周辺を活用したイルミネーション装飾については、当該建物を管理運営する事業者がある場合、この事業者と十分調整した上で実施すること。
- ⑪横断する市道及び橋へのイルミネーションの装飾は不可とする。

(案)

- ⑫西川用水上へのイルミネーションの設置を行う場合は、台風や大雨等による用水の増水も考慮し、水路の通水に支障のないものとする。
- ⑬公園内樹木へのイルミネーション装飾等の付設は、樹木保護の観点から添え木などを利用し、樹木に十分な養生を施すこと。
- ⑭イルミネーション装飾等の位置・高さ・色彩や演出内容は、隣接する市道の車両や歩行者の通行の支障にならないようにすること。また、日中や夜間の景観にも配慮すること。
- ⑮期間中に西川緑道公園周辺で開催しているイルミネーション企画等と連携し、回遊性の向上を図ること。

3) イルミネーション製作等のワークショップの実施

- ①西川緑道公園内に設置するイルミネーション装飾を製作する等のワークショップを企画し、実施すること。ワークショップの企画・実施にあたっては、出来るだけ、地域の住民、事業者、学生、まちづくり団体等と連携して行い、ワークショップの参加者が西川緑道公園界隈に興味を持って関わるきっかけとなるように工夫すること。
- ②ワークショップの開催日程、開催時間、参加者数等は、提案によるものとする。
- ③ワークショップで製作したものがある場合は、西川緑道公園に設置されたイルミネーション装飾とともに、一定期間設置することが望ましい。
- ④事故等への緊急対応や交通誘導等の安全対策などが適切に行えるよう必要な人員を配置すること。

(3) 西川夏あかり2026及び西川イルミ2026におけるイルミネーション装飾の設営、保守点検、撤去及び緊急時の対応

- ①イルミネーション用電源については、西川緑道公園内又はハレまち通りの既設電源より供給する。その場合の電気料については提案経費に含まない。ただし、配置や消費電力の関係で別途仮設電源工事が必要となる場合の電源引込み費用及び電気料は受託者負担とする。
- ②期間中は、自動点灯にするためのタイマースイッチを設置すること。
- ③イルミネーション機材の落下や転倒の防止、盗難・破損・延焼・漏電等の対策を講じ、緊急時の体制整備や各種対応マニュアル等を作成すること。
- ④昼間や夜間消灯時に歩行者通行の支障にならないよう対策を講じること。
- ⑤設置期間中にトラブル等が発生（電球切れ、故障等）した場合には受託者において迅速に対応すること。
- ⑥イルミネーション装飾の設営・撤去等に係る各種手続きは受託者において行うこと。また、設営・撤去等により損害等が生じた場合は、受託者において賠償・原状回復等を行うこと。
- ⑦受託者の負担において損害賠償責任保険に加入し、参加者及び第三者に損害を与えた場合は、市の責めに帰する場合を除きその損害を賠償すること。

(案)

(4) 西川夏あかり 2026 及び西川イルミ 2026 における広報・宣伝

【広報】

開催を市内外に広く周知できるよう、インターネット、各種 SNS、テレビ、ラジオ、新聞等のメディアの活用やその他の手法による効果的な広報宣伝を行うこと。なお、SNS を活用した広報は、イルミネーションの開催期間中、週 4 日以上発信すること。

【チラシ】

A4 サイズ・フルカラー・両面印刷／再生コート 90K とし、西川夏あかり 2026 及び西川イルミ 2026 について各 3,000 枚以上印刷し、効果的な方法で配布すること。

【デジタルサイネージ】

岡山駅南地下道壁面及び岡山駅東西連絡通路壁面のデジタルサイネージを利用したの広報を行うため、JPEG 形式 H1080×W1920 ピクセル、JPEG 形式 H1920×W1080 ピクセルのデータを作成すること。

【看板類】

西川緑道公園内に、イルミネーションの実施区間、期間及び点灯時間並びにデザイン及びそのテーマ等を説明した案内看板を 1ヶ所設置すること。

看板類の材質は告知期間を含めて 3ヶ月程度は使用に耐えうる強度のものとし、転倒等の防止対策を行うこと。

【その他】

西川夏あかり 2026 及び西川イルミ 2026 において、受託者は本業務とは別途、企業等からの協賛によりイルミネーション装飾等を設置すること（協賛装飾）を可能とするが、このことに関する業務や費用については、この委託業務の範囲外とし、また、必要な許可等は受託者において取得すること。なお、設置にかかる費用や一般管理費等を除く協賛による収入は、西川夏あかり 2026 及び西川イルミ 2026 の充実に充てること。協賛装飾にかかる設置位置等については、あらかじめ市と協議すること。

(5) 西川夏あかり 2026 及び西川イルミ 2026 における事業全体の管理運営

本業務の開始から終了までの間、業務責任者を置き、当該業務が円滑に行えるように、定期的に市と連絡調整を行うこと。

5. 業務の期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 5 日（金）

6. 成果品

西川夏あかり 2026 及び西川イルミ 2026 の各事業終了後は、速やかに下記事項を記載

(案)

した実施報告書を作成し、A4サイズ製本1部及びCD-R1部を提出すること。成果品の取りまとめ方法については、岡山市と協議し指示に従うこと。

① 映像記録写真等

イルミネーションの状況を、一般来場者を盛り込んだ風景写真を多用して作成すること。また、広報ツールとして使用できる高品質の状況写真を撮影しておくこと。

② 委託業務運営記録

ワークショップ開催結果、業務運営体制表、使用機材一覧表、各種届出、申請・許可、納付・領収書等写し

③ 広報宣伝記録

広報内容、SNS等発信記録の効果測定、看板デザイン、チラシ等に係る書類

④ 作業状況写真

イルミネーション装飾の設置・撤去、保守点検状況等

⑤ 点検管理記録簿

イルミネーションの保守点検・トラブル対応の記録

7. 委託料の支払い

支払は2回の分割払いとし、西川夏あかり2026に係る委託完了後及び西川イルミ2026に係る委託完了後に、受託者からの請求により支払う。支払う金額は、それぞれの業務の見積内訳を基に協議により決定するものとする。

8. その他

- ①本業務で使用するデータ、画像等の著作権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことによる著作権等の権利を侵害した時は、受託者はその一切の責任を負うこと。また、本業務で作成された資料等に対する著作権は岡山市に帰属するものとする。
- ②本使用に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて両者協議の上、これを解決するものとする。
- ③受託者は、本業務中に事故等があった場合は、所要の処置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容について、直ちに岡山市に報告すること。
- ④本業務内容等は、企画競争時点におけるものであり、最適な提案者との協議の上、変更を加えることがある。